

## 本庄市災害廃棄物処理計画 新旧比較表

平成 30 年 10 月 30 日

	旧	新
1	P. 45 表 4-4 kL	P. 45 表 4-4 k1
2	P. 資-2 表-2 児玉総合運動公園グラウンド	P. 資-2 表-2 児玉総合運動公園 <del>グラウンド</del>
3	P. 資-9 表 3 6 一部損壊家屋から排出された家財道具の収集・運搬・処分	P. 資-9 表-3 6 一部損壊家屋から排出された家財道具の収集・運搬・処分 <sup>※1</sup>
4	—	P. 資-12 表-3 <sup>※1</sup> 被災した家屋からの生活ごみであっても、平時に収集された生活ごみと同様の収集・運搬を行い、処理を行う。補助対象とはならない。  なお、避難所からの生活ごみは補助対象である。
5	P. 資-12 出典：災害関係業務事務処理マニュアル (自治体事務担当者用) (平成 26 (2014) 年 6 月)・環境省	P. 資-12 <sup>参考</sup> ：災害関係業務事務処理マニュアル (自治体事務担当者用) に一部加筆 (平成 26 (2014) 年 6 月)・環境省